

公布された条例のあらまし

佐賀県知事の給料の特例に関する条例（条例第三九号）

1 平成二四年一月から同年四月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額から、その一〇〇分の一〇〇に相当する額を減じた額とすることとした。

2 この条例は、平成二四年一月一日から施行することとした。